

注記（連結）

1 重要な会計方針

（1）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価
- ② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

また開始時における評価基準及び評価方法については、道路・河川及び水路の敷地を含め、基準モデルに基づく評価としています。

なお、地方公営企業法が適用される会計、連結対象団体（一部事務組合、広域連合、地方三公社、一般財団法人、公益財団法人、株式会社、社会福祉法人）においては、原則、取得原価としています。

（2）有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価
- ③ 出資金
市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

（3）棚卸資産の評価基準及び評価方法

地方公営企業法が適用される会計においては、移動平均法による原価法または個別法による低価法によっています。

また、一部の連結対象団体においては、移動平均法及び先入先出法による原価法によっています。

（4）有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 4年～60年

工作物 6年～75年

その他 5年～40年

物品 2年～30年

ただし、一部の連結対象団体においては、定率法によっています。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア 5年（当市における見込利用期間（5年）に基づく）

その他 15年～50年

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のもの及びリース料総額が50万円未満のものを除く。）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

- ④ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のもの及びリース料総額が300万円未満のものを除く。）

リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金

主として、過去5年間の平均不納欠損率又は、個別に回収可能性を検討し徴収不能見込額を計上しています。

- ② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

- ③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

- ④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のもの及びリース料総額が50万円未満のものを除く。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のもの及びリース料総額が300万円未満のものを除く。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

- ③ 上記①と②以外のファイナンス・リース取引及びオペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、一部の連結対象団体においては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金、要求払預金）及び現金同等物

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、地方公営企業法が適用される会計及び一部連結対象団体においては税抜方式によっています。

(9) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 50 万円未満であるときに修繕費として処理しています。ただし、既存の固定資産の価値を増加させない、または耐久性を増さない修繕・補修・改修・改築・改造等は、金額が 50 万円以上であっても修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし

3 重要な後発事象

該当なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

保証債務及び損失補償債務負担の状況は、以下のとおりです。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
兵庫県信用保証協会	—	—	178,538 千円	178,538 千円
社会福祉法人阪神福祉事業団	—	43,216 千円	—	43,216 千円
西宮市住宅整備資金等融資	—	—	64,000 千円	64,000 千円
計	—	43,216 千円	242,538 千円	285,754 千円

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

9件 110,837 千円（平成 28 年度末）

5 追加情報

(1) 連結財務書類の対象範囲は、全体財務書類に属する会計のほか、以下の団体を対象としています。

会計名	区分	連結の方法（比例連結割合）
阪神水道企業団	一部事務組合	比例連結（16.71%）
丹波少年自然の家事務組合	一部事務組合	比例連結（23.05%）
兵庫県後期高齢者医療広域連合	広域連合	比例連結（7.93%）

会計名	区分	連結の方法（比例連結割合）
（一財）西宮市都市整備公社	第三セクター等	全部連結
（公財）西宮市国際交流協会	第三セクター等	全部連結
（公財）西宮市文化振興財団	第三セクター等	全部連結
（公財）西宮スポーツセンター	第三セクター等	全部連結
西宮都市管理（株）	第三セクター等	全部連結
（社福）西宮市社会福祉協議会	第三セクター等	全部連結
（株）鳴尾ウォーターワールド	第三セクター等	全部連結

連結の方法は次のとおりです。

- ① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ② 第三セクター等は、出資割合が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。

（2）出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものと調整しています。

（3）表示単位未満の取り扱いについて

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

（4）売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産としています。

イ 内訳

事業用資産 786,108 千円 (677,698 千円)

 土地 786,108 千円 (677,698 千円)

平成29年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は原則として、固定資産税路線価額を0.7で割った額としています。

上記の(677,698千円)は貸借対照表における簿価を記載しています。